

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和 6 年度第 2 回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	令和 7 年 1 月 2 2 日（水曜日） 午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 2 0 分
3 会議の開催場所	ときわ会館 5 階 小ホール
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀（会長） 芝 園子 島崎 明彦 依田 英男 鵜籠 雅之 吉野 喜八 星野 宏充
5 欠席者名	佐藤 理恵
6 議題及び公開又は非公開の別	（議題） 【議案】 （1）特定個人情報保護評価書について （事務の名称 健康増進事業に関する事務） （2）特定個人情報保護評価書について （事務の名称 母子保健事業に関する事務） （3）特定個人情報保護評価書について （事務の名称 予防接種事業に関する事務） （4）特定個人情報保護評価書について （事務の名称 住民基本台帳に関する事務） 【報告】 （1）さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について（令和 6 年 7 月～令和 6 年 12 月分） （2）さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について（令和 6 年 7 月～令和 6 年 12 月分） （3）行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る報告について （4）個人情報の保護に関する法律第 68 条に基づく漏えい等の報告について （5）開示請求に係る全庁通知について （公開・非公開の別） 公開

7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0 人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118（直通）
11 その他	

会 議 録

会 議 名：令和6年度第2回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開催日：令和7年1月22日（水）

開催時間：午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 2 0 分まで

開催場所：ときわ会館5階小ホール

委員：馬橋 隆紀（会長） 芝 園子

島崎 明彦 依田 英男

鵜飼 雅之 吉野 喜八

佐藤 理恵（欠席） 星野 宏充

議 題

【議案】

- (1) 議案第 2 号 特定個人情報保護評価書について
(事務の名称 健康増進事業に関する事務)
- (2) 議案第 3 号 特定個人情報保護評価書について
(事務の名称 母子保健事業に関する事務)
- (3) 議案第 4 号 特定個人情報保護評価書について
(事務の名称 予防接種事業に関する事務)
- (4) 議案第 5 号 特定個人情報保護評価書について
(事務の名称 住民基本台帳に関する事務)

【報告】

- (1) さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について
(令和6年7月～令和6年12月分)
- (2) さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について
(令和6年7月～令和6年12月分)
- (3) 行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る報告について
- (4) 個人情報の保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告について
- (5) 開示請求に係る全庁通知について

事務局：総務局総務部長

総務局総務部参事兼行政透明推進課長

総務局総務部行政透明推進課課長補佐兼行政透明推進係長

總務局總務部行政透明推進課行政透明推進係主査

總務局總務部行政透明推進課行政透明推進係主事

天野 明紀

善如寺 健

小宮 広子

中元 貴之

奈須野 英人

発言者	発言内容
1 開 会	
事務局	本日は、御多用のところ、委員の皆様には御出席を賜りまして誠にありがとうございます。
	本日の定足数ですが、委員 8 名のところ、佐藤委員につきましては欠席の御連絡がございましたので、7 名が出席しておりますので、会議は成立しております。
	なお、本日の審議会でございますが、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例及びさいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、公開の会議となっておりますが、傍聴人の方はいらっしゃいません。
	それでは、初めに配付資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。次に、報告資料（１）のさいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について（令和 6 年 7 月～令和 6 年 1 2 月分）及び報告資料（２）のさいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について（令和 6 年 7 月～令和 6 年 1 2 月分）でございます。
	また、既に委員の皆様へ送付させていただいております議案第 2 号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 健康増進事業に関する事務）、議案第 3 号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 母子保健事業に関する事務）、議案第 4 号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 予防接種事業に関する事務）、議案第 5 号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 住民基本台帳に関する事務）、報告資料（３）、行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る報告について、報告資料（４）、個人情報の保護に関する法律第 6 8 条に基づく漏えい等の報告について、報告資料（５）の開示請求に係る全庁通知についてでございます。
	最後に、情報公開・個人情報保護制度運用状況令和 5 年度版がございます。こちらは令和 5 年度中の行政情報開示請求などの内容や、本審議会の活動状況などを冊子にまとめたものになっております。この冊子は御自宅へお持ち帰りください。
	では、配付しております資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、こちらに予備がございますので、お申出ください。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
	（資料確認）
事務局	ありがとうございます。 それでは、本日の議案は 4 件、報告事項は 5 件となります。それでは、議題に移らせていただきます。これからの議事の進行につきましては、審議会条例第 6 条第 1 項で会

長が議長になることと規定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 議 題

議案第 2 号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 健康増進事業に関する事務）

議長 どうも皆さん、御苦労さまでございます。また、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

議題もたくさんあるようですけれども、共通する部分もあると思いますので、迅速に進められたらというふうに考えております。

それでは、前回、第 1 号でございましたので、第 2 号になりますけれども、健康増進事業に関する事務についての評価書についてということでございます。

では、実施機関の方を入れていただけますか。

〔実施機関（健康支援課）入室〕

〔実施機関（デジタル改革推進部）入室〕

議長 お座りになったままで結構でございますけれども、所属とお名前をお願いいたします。

実施機関 保健所の健康支援課になります。健康支援課長の絵野沢と申します。よろしくお願いいたします。

実施機関 健康支援課の河嶋と申します。よろしくお願いいたします。

実施機関 デジタル改革推進部の山城と申します。よろしくお願いいたします。

実施機関 同じくデジタル改革推進部の青柳と申します。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、第 2 号議案ですけれども、どういう形で説明を進めていただけますか。

実施機関 担当、所管の健康支援課長から内容について説明をさせていただきます。

議長 よろしいですね。では、そうしていただきます。どうぞ。

実施機関 すみません、御説明させていただきます。

本日、議案第 2 から第 5 号までの健康増進事業、母子保健事業、予防接種事業及び住民基本台帳に関する事務の 4 件の特定個人情報保護評価書について御審議をお願いしたいと思っておりますが、全体に重複する部分もございますので、冒頭に健康支援課から御説明をさせていただければと思います。

まず、特定個人情報保護評価について簡単に御説明させていただきます。右上に資料 1 と書かれた資料、特定個人情報保護評価の概要の 1 ページを御覧ください。

特定個人情報保護評価ですが、国の行政機関や地方公共団体などが特定個人情報ファイルを保有しようとするときに、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを自ら宣言するものでござい

ます。

この特定個人情報保護評価は、右下の四角にございます「実施後の手続」の箇所を御覧いただければと思いますが、評価を実施した後、1行目の「特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えようとするとき」や、一番下にあります「直近の公表日から5年を経過するとき」は、評価の再実施をすることとされております。今回は、健康支援課、母子保健課、感染症対策課のものはガバメントクラウドに係るもので、重要な変更該当するため評価を再実施するものでございます。また、区政推進部のものとしては、直近の公表日から5年を経過するため評価を再実施するものでございます。

次のページに移らせていただきます。第三者点検についてでございます。地方公共団体等が全項目評価を実施する際には、個人情報保護委員会へ全項目評価書を提出する前に第三者点検を受ける必要がございます。特定個人情報保護評価の適合性、妥当性を客観的に担保するため、本日は貴審議会において御審議をお願いしたいと思っております。

3ページ目以降は、参考資料として本市においての全項目評価を実施している事務の一覧と参考条文を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

特定個人情報保護評価の全体に係る部分についての説明は以上となります。

続きまして、資料の2を御覧ください。資料の2、健康増進事業に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」改訂版（素案）の概要を御覧ください。本資料には、今回、特定個人情報保護評価を再実施する内容と、その変更点等が記載されています。変更点につきましては、健康増進事業、母子保健事業及び予防接種事業の3件に重複する内容もございますので、その重複する内容と健康増進事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の内容を、本資料を使って併せて御説明いたします。

なお、変更点につきましては、基本的には令和6年7月24日に開催されました令和6年度第1回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会において、ガバメントクラウドに係るものとして御審議いただきました国保年金課のものと同様のものとなっております。

では、まず変更点の1点目ですが、ガバメントクラウドの導入に伴うものでございます。ガバメントクラウドの概要について資料7を御覧ください。過日の審議会におきまして御説明済みの内容ですので、簡単に触れさせていただきますと、ガバメントクラウドとは、政府の情報システムについて共通的な基盤、機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境でございます。令和3年9月に施行されました地方公共団体情報システムの標準化に関する法律によりまして、基幹業務システムについて令和7年度までに国が定める共通の仕様に準拠したシステム、これ以降「標準準拠システム」と呼ば

せていただきますが、これを導入しなければなりません。これらの標準準拠システムについては、同法第5条第1項に基づきまして制定された基本方針において、原則ガバメントクラウドで構築することとされております。

恐れ入ります。資料の2にお戻りいただきまして、1ページ目の中段の四角です。

「健康増進事業に関する事務については」と冒頭に書いてあるところを御覧ください。健康増進事業に関する事務においては、ガバメントクラウド上に特定個人情報を含む副本データが移行されますので、評価書にその内容等を追記いたします。この追記が特定個人情報保護評価に関する規則・指針の重要な変更該当するものとされることから、評価を再実施することとなりました。

これに伴う評価書の修正は全国一律に実施されるものとされているため、国から修正に当たっての記載例が示されております。そちらに基づきまして、今回、修正を行ったものでございます。

このガバメントクラウドに係る説明を追記した箇所を資料2の4ページです。ページを何枚かおめくりいただきまして、項目の番号で3、一番左の番号3から7と記載してあるページにまとめさせていただきましたが、詳細については後ほど資料5を用いて具体的に御説明させていただきます。

続いて、変更点の2点目についてでございますが、ガバメントクラウド以外の変更に伴うものでございます。資料の2の3ページ目ぐらいのところに、評価での主な修正点の箇所の項番左側のところに1と2と記載されてあるページを御覧いただければと思います。

健康増進事業、母子保健事業及び予防接種事業は、現在、保健システムにて稼働していますが、健康管理システムという名称の標準準拠システムを令和8年1月から稼働する予定で構築を進めております。そのため特定個人情報保護評価書上は、現時点では旧システムと新システムの構築・運用管理に関して併記をする必要がございます。このガバメントクラウド以外の変更に伴う説明を追記した箇所を資料2の3ページ、項番1、2が記載されているページにまとめさせていただきました。こちらについても詳細は資料5を用いて後ほど具体的に説明させていただきます。

続きまして、資料3を御覧ください。資料3については、全項目評価書の確認項目となります。こちらを御覧ください。これは資料5の特定個人情報保護評価書について御審議いただくに当たっての観点と、記載箇所の一覧となっておりますので、御審議の際の参考としていただければと思います。

また、資料4を御覧いただければと思いますが、資料4につきましては、資料5の索引となっておりますので、こちらも同様に御審議の際の参考としていただければと思

います。

それでは、資料5をお開きください。資料5が「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」となっております。こちらを御覧ください。こちらの資料を用いまして、主な修正箇所について具体的に説明させていただきます。

まず、ガバメントクラウド以外の部分に係る修正に関する内容となります。資料5の3ページをお開きください。Ⅰ、基本情報の上から5段目ぐらいです。2の特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムと赤枠になっているところを御覧ください。こちらの①、システムの名称の箇所、こちらを保健システムの名称を保健システム（令和8年1月以降は健康管理システム）というふうに変更しております。これ以降に記載されている保健システムの箇所も、同様に保健システム（令和8年1月以降は健康管理システム）ということで変更しております。

続きまして、資料5の14ページをお開きください。このページでは大きな項目、Ⅱの特定個人情報ファイルの概要というもののの中の4、特定個人情報ファイルの取扱いの項目を記載しているページとなりますが、そのうちの委託事項6の箇所に「標準準拠健康管理システム構築・運用保守業務」の記載を1ページ分追加しました。

内容としましては、①、委託内容として現行システムから標準準拠健康管理システムへのデータ移行、標準準拠健康管理システム本稼働後の運用保守等について委託する旨を記載しておりまして、以降②、取扱いを委託する特定個人情報の範囲から、その詳細を御覧のとおり記載してあります。

現時点では、運用保守業務について委託先の事業者が決まっていないので、構築業務までの記載となっております。

健康増進事業に関する事務のガバメントクラウド以外の部分に係る修正箇所は、以上となります。

これ以降、ガバメントクラウドの部分に係る修正に関する内容となります。資料5の17ページを御覧ください。このページは、同じくⅡの特定個人情報ファイルの概要の項目を記載したページになりますが、そのうちの6、特定個人情報の保管・消去の箇所の①、保管場所と③、消去方法の欄の下側にガバメントクラウドにおける措置という説明を追加しております。

要約しますと、ガバメントクラウドのサーバー等は、クラウド事業者が保管管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することや、ガバメントクラウドにおいて特定個人情報の消去をクラウド事業者が行うことはないといった内容でございます。

次に、飛びますが、資料5の59ページを御覧ください。このページは、Ⅲ、特定個

個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策の項目を記載したページとなりますが、そのうちの7、特定個人情報の保管・消去の箇所の⑤、物理的対策の具体的な対策の内容と、⑥、技術的対策の具体的な対策の内容の欄の下側にガバメントクラウドにおける措置という説明を追加しております。

こちら 요약しますと、それぞれ適切な入退室管理策を行うことや、許可されていない装置の持ち出しの禁止、国とクラウド事業者は、個人情報にアクセスしない契約であることといったガバメントクラウド導入において講じるセキュリティ対策に関する内容となっております。

続きまして、資料5の63ページを御覧ください。ここでは、IV、その他のリスク、対策の1、監査の項目ですが、そのうちの②、監査の具体的な内容欄の下側にガバメントクラウドにおける措置という説明を追加しております。

こちら 요약しますと、これはクラウドサービス事業者が、政府機関等のクラウドサービスの安全性評価制度であるISMAP（イスマップ）というところで監査を行うことが認められる監査機関により、定期的に監査を行うというような内容となっております。

最後に、63ページの下段を御覧ください。3、その他のリスク対策の箇所ですが、この欄の下側に、ガバメントクラウドにおける措置という説明を追加しております。こちら 요약しますと、ガバメントクラウドの業務データの取扱いは地方公共団体及び委託事業者の責任を有し、また業務アプリケーションの障害については、ガバメントクラウドに起因する内容は、国がクラウド事業者を通じて対応し、ガバメントクラウドに起因しない場合は委託事業者が対応し、取扱いに疑義が生じた場合は、地方公共団体、国、関係者が協議を行うという内容となっております。

健康増進事業に関する事務のガバメントクラウドに係る修正箇所は、以上となります。

最後に、資料6を御覧ください。11月6日から12月6日までパブリックコメントを実施しましたが、こちらについての意見はございませんでした。

以上、特定個人情報保護評価書の全体に共通する内容と、健康増進事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の説明を併せてさせていただきました。以降、各事業に係る説明が後ほど担当課からございますが、まずは健康増進事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書について御審議くださいますようお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長

御苦労さまでした。一般的な御質問、総括的な御質問、あるいは個別的な質問結構でございます。何かございませんか。

星野委員 確認だけ。非常に分かりやすい説明でありありがとうございました。今回の変更事由というのは、資料1の右側の下段にある実施後の手続の中のいわゆる重要な変更を加えようとしている変更要件に該当するというふうな理解でよろしいのでしょうか。

実施機関 そのとおりです。

星野委員 一定期間の5年過ぎたものではないということによろしいですか。

実施機関 はい、そのとおりです。

島崎委員 資料6で意見がないということでした。昨年7月の審議会で国民健康保険のときは意見があって、ガバメントクラウドの措置のところのページでいいですよと、資料5の17ページですが、消去方法のところに国民健康保険のときは、パブリックコメントで、文章的には合っているとは思いますが、感覚的に①は情報を消去することはないと言っておいて、②は確実に消去するというのが、何か違和感があったのです、市民の方が。国民健康保険の方は、その意見に基づいて修正をされたと思うのですが、それは御存じでしたか。これはさいたま市的には全部統一する必要は毛頭ないとは思っていますが、それでよろしいでしょうか。

実施機関 そうですね。今回に関しましては、パブリックコメントを実施して当初案に対して意見がなかったので、変更していない。国が提示している記載例に基づいて表記をしているということから、表記を国保年金課が行ったものに変更しないこと自体については問題ないというふうに考えております。

島崎委員 そうですね。統一することはないのかなと思っています。この文書であっても意味は通りますが、市民の中では感覚的に、しないと言っておきながら②ですと書いてあるのが嫌だったのかもしれないということだけです。

議長 よろしいですか。そのほか何かございますか。この件よろしいでしょうか。

これについては、こういう形での諮問を受けたということになりますので、これについて以下のようないろんな御意見があったということの上で、こちらはそれを原案どおり了承したという形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、そのようにさせていただきます。御苦労さまでした。

実施機関 ありがとうございました。

〔実施機関（健康支援課）退室〕

議案第 3 号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 母子保健事業に関する事務）

〔実施機関（母子保健課）入室〕

議長 御苦労さまでございます。母子保健事業に関する事務ということでおいでいただいたということによろしゅうございますか。いらっしゃった方、所属とお名前をお願いい

たします。

実施機関 母子保健課副参事の南と申します。よろしくお願いいたします。

実施機関 母子保健課の松本と申します。よろしくお願いいたします。

議長 前の件で、いわゆる基本的な問題点の御説明を受けましたので、今回はこの母子保健事業に関する説明について、を中心に述べていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

実施機関 よろしく願いいたします。

それでは、議案第3号、母子保健事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価（全項目評価書）につきまして、私のほうから御説明させていただきます。

先ほど議案第2号の健康支援課からも説明があったように、重複する部分がございますので、そちらの部分の説明につきましては割愛または簡略化させていただきます。

まず、資料1を御覧ください。議案第2号と同様の資料になりますが、特定個人情報保護評価の概要等を記載しております。こちら母子保健事業に関する事務につきましても、議案第2号と同様に特定個人情報ファイル取扱いの重要な変更に伴う、特定個人情報保護評価の再実施を実施するものでございまして、全項目評価書を個人情報保護委員会へ提出する前に第三者点検を受ける必要があるため、貴審議会において御審議をお願いするものでございます。

次に資料2を御覧ください。1ページ目中段の四角の枠内の「母子保健事業に関する事務については」で始まる内容の中のうち、先ほど申し上げました「重要な変更」について記載をしております。母子保健事業に関する事務につきましても、議案第2号と同様に、標準準拠システム導入に伴いましてガバメントクラウド上に特定個人情報を含む副本データが移行されます。そのため全項目評価書にその内容を追記する必要があり、その追記の内容が特定個人情報保護評価に関する規則・指針の重要な変更に該当するものとされております。ガバメントクラウドにつきましては、資料7に記載をしておりますが、議案第2号と同様になりますので、説明のほうは割愛させていただきます。

2ページ以降には、特定個人情報保護評価の再実施の内容と、全項目評価書の主な変更点等を一覧で記載しております。変更点については、資料5のほうで御説明させていただきます。

続きまして資料3、4につきましてですが、議案第2号と同様、全項目評価書の確認項目と索引になっております。そのため説明のほうは割愛させていただきます。

続きまして、資料5の全項目評価書を御覧ください。標準準拠システム導入に伴いまして、ガバメントクラウドへのデータ移行に関しまして、全項目評価書の変更した部分、いわゆる今回の「重要な変更」について御説明をさせていただきます。

それでは資料５の１８ページを御覧ください。こちらにも議案２号と同様に、大項目でいいますと、大項目の「Ⅱ、特定個人情報ファイルの概要」のうち、「４、特定個人情報ファイルの取扱いの委託」として「委託事項８」の箇所に「標準準拠健康管理システム構築・運用保守業務」を追加しました。

これの追加に伴うこのページの修正としましては、こちらのページ全部が今回新たに追加をしたものでございます。委託内容は、現行システムから標準準拠管理システムへのデータ移行及び標準準拠健康管理システムの本稼働後の運用保守等となっております。当該委託における特定個人情報の取扱いについて記載をしております。

次の修正箇所でございます。２１ページ目を御覧ください。ここからはガバメントクラウドに係る内容の追記となりまして、このガバメントクラウドの内容に係る追記としましては、国から示された記載例に基づいて変更をしております。

ガバメントクラウドに係る内容については議案２号で説明済みかと思いますので、変更箇所のみをお伝えさせていただきます。ここでは大項目のⅡ、特定個人情報ファイルの概要のうち、６、特定個人情報の保管・消去について修正をしております。このページの修正箇所は、一番上の枠、①、保管場所の項目、その中の中段ぐらい、上から１０行目ぐらいです。「ガバメントクラウドにおける措置」と記載しており、こちらに説明を追加しております。

同じく、下の枠にあります③、消去方法の項目の中段、上から６行目ぐらいですが、こちらにもガバメントクラウドにおける措置という説明を追加しております。

次の修正箇所でございます。７１ページ目を御覧ください。大項目Ⅲ、特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策のうち、７、特定個人情報の保管・消去について修正をしております。このページの修正箇所は、一番下の枠、⑤、物理対策の具体的な対策の内容の項目の下段の段落にガバメントクラウドにおける措置という説明を追加しております。

続きまして７２ページ目を御覧ください。こちらにも前のページに引き続き、特定個人情報の保管・消去について、一番上の枠、⑥、技術的対策の具体的な対策の内容の項目の下段の段落にガバメントクラウドにおける措置という内容を追加しております。

次の修正箇所でございます。７５ページ目を御覧ください。大項目Ⅳ、その他のリスク対策の１、監査について修正をしております。このページの修正箇所は、中ほどの枠、②、監査の具体的な内容の項目の下段の段落に、ガバメントクラウドにおける措置を追加しております。

最後になりますが、７６ページ目を御覧ください。３、その他のリスク対策の項目の下段の段落にガバメントクラウドにおける措置という説明を追加しております。母子

保健事業に関する事務についてのこの全項目評価書の重要な変更点は以上となります。

最後ですが、資料6を御覧ください。こちら母子保健事業につきましては、11月6日から12月6日までパブリックコメントのほうを実施しましたが、パブリックコメントの意見はございませんでした。このため、パブリックコメントに基づく評価書の修正は行っておりません。

母子保健事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の説明につきましては、以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

母子保健事業に関しての御説明が終わりましたけれども、何か御質問等はございませんか。あるいは御意見ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 どうも御苦労さまでございました。

実施機関 ありがとうございました。

〔実施機関（母子保健課）退室〕

議案第 4 号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 予防接種事業に関する事務）

議長 それでは、議題の3番の議案第4号。

〔実施機関（感染症対策課）入室〕

議長 御苦労さまでございます。よろしいですか。所属とお名前をお願いいたします。

実施機関 感染症対策課の宮澤と申します。よろしくお願いいたします。

実施機関 同じく感染症対策課の中村と申します。よろしくお願いいたします。

議長 これまでいろいろ聞いて参っておりますので、今回はこの予防接種事業について、これを中心にお話いただければと思います。よろしくお願いいたします。

実施機関 そうしましたら議案第4号、予防接種事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書について、感染症対策課より御説明をさせていただきます。

まず、健康支援課など前2件の議案等説明と内容が重複する資料につきましては、説明を省略させていただきます。要点のみ簡潔に説明させていただきます。

そうしましたら資料の右上に2と書かれた用紙を御覧ください。予防接種事業に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」改訂版（素案）の概要を御覧ください。

このページの中ほどの枠に囲われた部分を御覧ください。予防接種事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書につきましては、平成27年7月16日に特定個人情報保護評価を実施して、評価書を公表したものでございます。

今般、国において、クラウドサービスの利点を最大限に活用することで迅速、柔軟、かつセキュアでコスト効率が高いシステムを構築可能として、利用者にとって利便性の高いシステムサービスをいち早く提供し、改善していくことを目指しまして、ガバメントクラウドを国が調達されたものでございます。このことに伴いまして、予防接種事務事業に関する事務においても、ガバメントクラウド上のデータ移行を実施するものでございます。これによりまして評価書の内容にガバメントクラウド上への副本データへの移行に係る内容を追記する必要が生じます。このため、規則及び国の方針では、この追記は重要な変更該当するものとされていますことから、特定個人情報保護評価の再実施を実施するものでございます。

なお、ガバメントクラウドについての説明は重複するため省略させていただきます。詳しくは後ほど資料7を御参照ください。

続きまして、今回の評価書の重要な変更の対象となります修正箇所について御説明をさせていただきます。

資料5を御覧ください。今回の修正は、特定個人情報を含む副本データがガバメントクラウド上に移行されることに伴いまして、評価書のうち特定個人情報の取扱い等に関する項目に、ガバメントクラウドに係る内容を追記するものでございます。

なお、追記内容につきましては、ガバメントクラウドを調達したデジタル庁から提示された内容を参考に記載しており、修正箇所、内容につきましては前2件の議案と重複しておりますが、重要な部分のため、改めて順に確認を説明させていただきます。

16ページを御覧ください。委託事項7といたしまして、標準準拠健康管理システム構築・運用保守業務を新たに設けております。こちらの16ページ、1ページ全部が追記記載部分となります。

これは現行の業務システムの標準準拠システムに移行するに当たり、新たに委託する標準準拠健康管理システムの構築・運用保守業務において、取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲などを記載したものでございます。

次に、18ページを御覧ください。ここからはガバメントクラウドに係る内容の追記となりまして、国から示された記入例に基づいて変更しております。内容につきましては、前2件の議案で説明済みとなっておりますので、変更箇所のみお伝えさせていただきます。

6、特定個人情報保護の保管・消去の下段となりますが、①、保管場所と③、消去方法の最後の部分に「ガバメントクラウドにおける措置」に係る説明を追記させていただきます。

続きまして、35ページを御覧ください。7、特定個人情報の保管・消去において、

⑤、物理的対策、具体的な対策の内容の下段、最後の部分に「ガバメントクラウドにおける措置」に係る説明を追記いたしております。また、次のページの⑥、技術的対策、具体的な対策の内容の中段となりますが、最後に同じく「ガバメントクラウドにおける措置」に係る説明を追記いたしております。

続きまして、39ページを御覧ください。ローマ数字のⅣ、その他、リスク対策の1、監査、②、監査、具体的な内容及び3のその他のリスクの対策のそれぞれ最後の部分に「ガバメントクラウドにおける措置」に係る説明を追記しております。

評価書の主な修正箇所についての説明は以上でございます。

最後に、資料6を御覧ください。昨年11月6日から12月6日にかけてパブリックコメントを実施しておりますが、意見募集の結果、提出された意見はございませんでした。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 御苦労さまでございました。いかがでしょうか。この予防接種事業に関する件について何か御意見とかございますか。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、この事業についても了承するということといたします。
どうも御苦労さまでございました。

実施機関 ありがとうございます。

〔実施機関（感染症対策課）退室〕

議案第 5 号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 住民基本台帳に関する事務）

議長 では、次は議題の4、議案第5号 特定個人情報保護評価書について。

〔実施機関（区政推進部）入室〕

議長 御苦労さまでございます。では、所属とお名前をお願いいたします。

実施機関 私、市民局区政推進部、川島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

実施機関 同じく区政推進部の萩原と申します。よろしくお願いします。

議長 今回ののは、同様の諮問が幾つかございまして、全体像については今御説明いただいておりますので、今回、ちょっと議案自体が違いますけれども、その議案について御説明をいただけますか。よろしくお願いします。

実施機関 では、始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価について、区政推進部より説明させていただきます。

右上に、第5号資料と書かれた資料の資料1の1ページ目を御覧いただきたいと思います。横になります。先に御審議いただいた議案同様の資料となりますが、特定個人情報保護評価の概要等を記載しております。

こちらのページの右下「実施後の手続」の最後の部分にありますように、特定個人情報保護評価については、一定期間（５年）経過前に特定個人情報保護評価を再実施するよう努めることとされております。

続いて、資料２、住民基本台帳に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」改訂版（素案）の概要の１ページ目を御覧ください。中段枠内の「住民基本台帳に関する事務については」から始まる部分に記載がありますが、住民基本台帳に関する事務については、令和２年２月２８日に全項目評価書の公表をいたしました、間もなく公表日から５年を経過いたします。

先ほどの説明のとおり、特定個人情報保護評価については、直近の公表日から５年を経過する前に評価の再実施をするよう努めることとされており、改めて評価書の記載内容の確認、変更をした上で、特定個人情報保護評価の再実施をいたしましたので、第三者点検をお願いするものでございます。

続いて、資料２の３ページ目、評価書の主な修正箇所を御覧ください。３ページ目、４ページ目に評価書の主な修正箇所をまとめて記載しております。詳細は資料５を用いて、後ほど具体的に御説明いたします。

続いて、資料３、資料４についてでございますが、さきに御審議いただいた議案同様、資料５の全項目評価書の確認項目と索引となっております。

続きまして、資料５について主な修正箇所を御説明いたします。まず、資料５、４ページ目を御覧ください。４ページから７ページに特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムが列挙されております。従前の評価書には住基ネットゲートウェイシステムが記載されておりましたが、住民記録システムの改修により、住民記録システムに住基ネットゲートウェイシステムの機能が付加されたことにより、今回、評価書より削除いたしました。

次に、５ページ上段のシステム２を御覧ください。同じく特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムの住民記録システム（既存住民基本台帳システム）についてでございますが、従前の評価書には、②、システムの機能に住民基本台帳カード等の管理機能の記載がございました。令和７年１２月２８日に全ての住民基本台帳カードの有効期限が満了するため、住民記録システムの改修により機能が削除されました。

また、③、他のシステムとの接続についてでございますが、システム改修により、在留カード等発行システムからのデータを直接住民記録システムに連携することが可能になったことから、在留カード等発行システムを追加しております。

次に、９ページ目を御覧ください。６、情報提供ネットワークシステムによる情報連

携についてでございますが、こちらは番号利用法の改正により、番号利用法別表第2が廃止され主務省令に規定されることになりましたことから、②、法令上の根拠の記載を修正しております。

次に、10ページをお開きください。こちらは(1)、住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容になります。従前の図と比べ左側中ほどの引っ越しワンストップサービスによる転出届のデータ連携や、右側中ほどの出入国在留管理庁と自治体間のデータ連携を追記し、記載内容を詳細化しております。

次に、飛びますが58ページを御覧ください。この58ページから62ページについてでございますが、住民基本台帳ファイル移転先一覧ですが、これは組織改正により移転先の部署名を修正しております。

次に、64ページを御覧ください。この64ページ、65ページについては、住民基本台帳ファイルの記録項目になります。改めて記録項目を精査し、内容を詳細化したものとなります。

次に、111ページ、上段の1、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求を御覧ください。②、請求方法について、個人情報保護法の施行により、地方公共団体も個人情報保護法が適用されることとなりましたことから、法令の根拠を修正しております。

以上が評価書の主な修正箇所となります。

最後に、資料6を御覧ください。これは11月13日から12月13日までパブリックコメントを実施いたしましたが、意見はございませんでした。

住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価に関する説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。評価書変更ですか。さっきの5年の話はどのようなのですか。

実施機関 評価を5年に一遍行うという原則がありまして、前回、評価をしたのがちょうど5年前で、今回また評価を再実施しまして、評価書の内容、記載を変更しまして、パブリックコメントをかけて、今のこの第三者点検をさせていただいているという流れになっています。

議長 そうすると変えたのに基づいて評価したと、こういうことになるのですか。

実施機関 そうですね。

議長 そういう事務、そういうことですね。

実施機関 そういうことです。

議長 分かりました。

何か御意見、御質問ございますでしょうか。どうぞ。

島崎委員 確認というかお聞きしたいのですが、ページでいうと資料５の６３ページの消去方法のところを変更されたと思うのですが、この詳しいのが資料５の１５６ページにあると思うのですが、変更前の記載と変更後の横の資料の１５６ページ、一番上の中間サーバー・プラットフォームにおける措置のところで、ここを変えたようですが、軽微な変更のためと書いてありますが、専用ソフト等を利用してと５年前に書いてあって、今回は専用ソフトを利用してというのが消えています。これは何か専用ソフトがなかったということで、５年前はあったけれども、今回なくなったので、専用ソフトという文字を削ったというか、変更したというところでしょうか。

実施機関 国の方針で、そういう機器更改があった場合等は、原則物理破壊をして情報が抜き出せないようにというような、そういうお達しがありましたことから物理破壊ということのみに変更させていただいています。

島崎委員 上のさいたま市における措置も、要は物理的破壊もしくはというふうにあったのですよね。それを取ったということ、もう全部物理的破壊にするというのですね。

実施機関 はい。

島崎委員 分かりました。

議長 よろしいですか。そのほか何かございますか。よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、この諮問について了承ということといたします。どうも御苦労さまでございました。

実施機関 どうもありがとうございました。

〔実施機関（区政推進部）退室〕

議長 ここで休憩に入ります。

〔休 憩〕

報告事項

- （１）さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について
（令和６年７月～令和６年１２月分）

議長 それでは、報告事項に移ります。

まず、事務報告、よろしくお願いします。

事務局 それでは、報告事項（１）のさいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について御説明させていただきます。

この報告は、さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第３条の規定に基づく市長から本審議会宛ての報告でございます。

報告資料（１）―１を御覧ください。資料番号は右上のほうにございます。

議長 9月3日のやつね。

事務局 さようございます。

1ページ目は、令和6年9月3日付の市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは令和6年7月1日から8月31日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書及び廃止届出書になりまして、件数はそれぞれ開始が6件、変更が3件、廃止が1件でございます。

なお、各届出書は4ページから13ページまで掲載されております。

次に、報告資料(1)―2を御覧ください。1ページ目は、令和6年11月7日付の市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは令和6年9月1日から10月31日までに届出がありました個人情報扱い事務開始届出書、変更届出書及び廃止届出書になりまして、件数はそれぞれ開始が7件、変更が21件、廃止が9件でございます。なお、各届出書は4ページから40ページまでに掲載されております。

次、報告資料(1)―3を御覧ください。1ページ目は、令和7年1月7日付の市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは令和6年11月1日から12月31日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書となりまして、件数はそれぞれ開始が1件、変更が7件でございます。廃止はゼロ件でございました。なお、各届出書は4ページから11ページに掲載されております。

報告は以上となります。

議長 何か御質問等ありますか。

廃止をみて、市長への提案回答事務というのが廃止になっているのだけれども、資料が(1)―2のほうの35ページかな、市長への提案回答事務となって、これは事務が廃止と書いてあるけれども、廃止したの。

事務局 これは重複して届出がされておりましたので、廃止させていただきました。

議長 どこかが今はやっているということになっているのね。

事務局 そうですね。

議長 分かりました。

何かございますか。よろしゅうございますか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、これについても了承ということといたします。

(2) さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について
(令和6年7月～令和6年12月分)

議長 それから、議会のほうからのがありましたよね。

次に、報告事項2の議会のほうからよろしくお願いいたします。

事務局 報告事項（２）のさいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告についてを御説明させていただきます。

この報告は、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第４条の規定に基づく市議会、市議会議長から本審議会宛てへの報告でございます。

報告資料（２）―１を御覧ください。１ページ目は、令和６年９月６日付の市議会議長から本審議会宛てへの報告になります。こちらは令和６年７月３１日及び８月２９日に届出がありました個人情報取扱事務開始届出書及び変更届出書となりまして、件数はそれぞれ１件ずつでございます。なお、届出書は５ページから６ページまでに掲載されております。

報告資料（２）―２を御覧ください。１ページ目は、令和６年１１月２５日付の市議会議長から本審議会宛てへの報告になります。こちらは令和６年１０月１８日に届出がありました個人情報取扱事務開始届出書となりまして、件数は１件でございます。なお、届出書は３ページに掲載されております。

報告は以上となります。

議長 何かございますか。よろしゅうございますか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、これについても了承ということであります。

（３）行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る報告について

議長 続きまして、匿名加工情報書類の関係、よろしくお願いします。

事務局 それでは、報告資料、報告の（３）、行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る報告について御説明をいたします。

まず、経緯の御説明をいたします。個人情報保護法の改正によりまして、令和５年４月１日から行政機関等匿名加工情報制度が新たに創設されました。年に１度、行政機関等匿名加工情報に係る提案募集を行いまして、その結果について御報告するものでございます。

それでは、右上に報告資料（３）と書かれた資料の１ページを御覧ください。まず、制度概要を御説明する前に、本制度に係る用語であります個人情報ファイル簿について御説明をさせていただきます。

地方公共団体では、法令等に基づき介護保険や税の申告に係る事務を行っておりまして、その事務手続の過程におきまして、市民などから氏名、住所、電話番号等の個人情報を取扱うこととなります。こうした情報をデータ化、もしくは氏名や生年月日などにより、個人情報を容易に検索できるように体系化したものを個人情報ファイルといいます。

今般の個人情報保護法の改正によりまして、対象者が1,000人以上の個人情報ファイルは、個人情報ファイル簿という帳票を作成し、公表することが義務づけられました。つまり個人情報ファイル簿を見ると、さいたま市ではどのような個人情報ファイルを持っているかが分かるようになりました。

本市では、現在、ホームページにおきまして251件の個人情報ファイル簿を公表しております。

民間企業等が、この公表されている個人情報ファイル簿を確認し、事業に活用したい場合に個人情報を匿名加工した上で、個人情報ファイルを民間企業等に提供することができます。これを行政機関等匿名加工情報制度といいます。

次に、資料の2ページの行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集結果を御覧ください。令和6年7月1日から7月31日までの期間において、行政機関等匿名加工情報に係る提案募集を行いました。民間企業1社から提案がありまして、要介護認定管理情報、介護保険被保険者給付管理情報の2件の個人情報ファイル簿が提案対象となりました。

資料3ページから資料の6ページを御覧いただきますと、提案対象となりました2件の個人情報ファイル簿がございますので、御確認ください。現在は匿名加工作業を行っている段階でございます。

来年度以降につきましても、年に1回、提案募集を行う予定のため、その結果につきましては審議会でご報告したいと考えております。

以上で説明は終了となります。御意見をお願いいたします。

議長 何かございますか。

星野委員 すみません。加工のイメージって、どういう加工ですか。名前ですとか、そういうふうなイメージですか。

事務局 そうですね、名前とか住所、個人情報を削除して、なおかつ復元できないようにデータ上で処理して、提供するものでございます。

議長 提供を求める人は、そこまでされてしまってどういう利益が。

事務局 その情報を得て、何か新たな事業に使いたい。今回は、介護保険に係る事業ですので、そういった事業をやっている事業者から、さいたま市の情報を入手して、新たな事業に使っていきたいというものになります。

星野委員 個人名はないけれども、マーケットとしてのボリュームなんかを類推するためのベースになる情報というのですか。

事務局 そうですね。この介護保険ですと、大体こういった年代の人が、こういったサービスを受けているだとか、要介護度の状況とかなんかそういうのを把握した上でサービス

を提供していきたいと考えているようです。

星野委員 介護保険制度でいろんな事業者も入っている中で。

議長 いわゆる個人情報条が条例から法に一本化されたのは、こういう問題もあるのですね。事業者側からの不満があるのだよね。だから、その取扱いを同じものにしようというのが法律の趣旨でしょうか、結局。

事務局 なかなかこういう行政が持っているデータを活用していないのではないかというふうに国のほうが考えて、データの流通といいますか、もちろん個人情報は出せませんけれども、こういったデータの流通が阻害されているというのが、これまで弊害になっていました。

星野委員 事業者の提案する場合というのは、こういう目的で基礎データとして使えたいから加工してちょうだいよというようなイメージで申請してくるのですか。

事務局 そうですね。行政情報の開示請求とは違いまして、しっかりした目的、こういうふうにご利用したいというのがないと、市としても審査としてはねられますので、単に興味本位でとか、そういうのは当然認められないものになっております。

星野委員 申請者の資格要件だとか審査基準なんかもやっぱりあるわけですか。

事務局 はい、厳密にございます。

星野委員 申請する分野によっては、民間の福祉をやっている事業に従事している事業者ではないと駄目だとかという、ただ福祉関係が全く違う農業者の情報をくださいというのでは駄目だよとか。

事務局 そういうことは、その企業がちゃんとしたそういった事業をやっているかというのは重要なところだと思いますので、全然関係ないことを欲しいと言われても、それは認められないところがあります。

星野委員 合理的な事業だったら認められるということですか。

星野委員 これは日本になるのですよね、業者だけでなく、海外からの事業者でも申請できるのですか。

事務局 すみません、そこは確認しておりません。

議長 まさにそこが一つの売りだったはずなのだよ、これ。

星野委員 海外からの事業進出なんかもあるし。

議長 そのときどれだけ調査ができるのか、真剣にやっているかどうか心配なところですよ。

星野委員 さいたま市なんか人口がどんどん集中して増えていったら、マーケット性として先行きを見通す上で、結構注目されるような可能性もあるのではないかなと思いますけれども。

事務局 このデータを提供するに当たっては、当然無料ではございませんので、加工の手数料

というのは、事業者から頂戴するというか、負担していただくようになっております。
そういったリスクといたしますか、費用負担もあります。

星野委員 電子データで出す、紙ベース。

事務局 そうですね、基本的には電子データです。

議長 よろしゅうございますか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、報告受けたということにいたします。

(4) 個人情報の保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告について

議長 それから、漏えい関係がありますか。

事務局 では、報告事項の4番、個人情報保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告についての御説明をいたします。

報告資料の(4)を御覧ください。

個人情報保護法の改正に伴いまして、令和5年4月1日から、一定の要件を満たす保有個人情報の漏えいがあった場合に、個人情報保護委員会へ報告が必要となりました。令和6年6月末までの案件につきましては、前回の審議会で報告させていただきましたが、残念ながら令和6年7月から令和6年12月末までの間にも該当する事案がございましたので、報告させていただきます。

また、本日、委員の皆様から御意見をいただきまして、再発防止に生かしていきたいと考えております。

それでは、資料の1ページ目の令和5年3月29日付保有個人情報の漏えい対応についてという通知文について御説明をいたします。令和5年4月1日から個人情報保護法第68条の規定によりまして、一定の要件に該当する保有個人情報の漏えい等が発生した場合には、全国一律に個人情報保護委員会への報告が義務づけられました。

通知の下段の1、対象となる保有個人情報の漏えいについてを御覧ください。要件が4つございまして、1つ目は要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態というものです。これは病歴、障害等に関する要配慮個人情報の漏えいが対象となります。

2つ目は、不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態というものでございます。これは口座番号やクレジットカード番号等の漏えいが対象となります。

3つ目は、不正の目的を持って行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態というものでございます。これは不正アクセス等による漏えいが対象となります。

4つ目は、保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えいが発生し、または発生したおそれがある事態というものでございます。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。2の対応フローにつきましては、後ほど御説明させていただきます。

3、個人情報保護委員会への報告書の作成、提出についてを御覧ください。保有個人情報の漏えい等が発生した所管課が報告書を作成し、行政透明推進課へ提出することとなっております。

個人情報保護委員会に対しましては、行政透明推進課から報告書を提出することとなります。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。こちらは個人情報保護法及び個人情報保護法施行規則の該当箇所を記載させていただいておりまして、ただいま御説明した内容に係る条文でございます。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。このフロー図に基づきまして、全庁的に運用を行っております。

まず、報告対象となる漏えい等の発生があった場合に、所管課が行政透明推進課へ口頭等により通報をいたします。行政透明推進課では、個人情報保護委員会への報告対象となる案件か否かについて判断を行い、所管課へ報告に関する対応を指示することとなります。

なお、このフロー図の左側の上から2段目を御覧いただきますと、本市の危機管理体制では、危機管理事案が発生した場合に、危機管理監に対して情報伝達シートという報告書を提出することとなっておりますので、行政透明推進課への通報と併せて情報伝達シートを作成、提出するという流れになっております。

このフロー図の上から3段目以降を御覧ください。2次被害の防止を行った後、漏えいした保有個人情報の本人への通知を行うこととなります。その後、必要に応じて漏えい事案の公表を行い、個人情報保護委員会へ提出する速報版の報告書を作成いたします。これは再発防止措置が5日以内には終わらないことが想定されるため、報告書の一部を無記載のまま報告するという形になります。その後、再発防止を行いまして、確報という形で報告書を提出いたします。

資料5ページ以降は、報告書の様式となっております。

続きまして、今回、個人情報保護委員会へ報告した内容について御説明をいたします。もう一つ、A4の横の個人情報保護法第68条に基づく漏えい等の報告事案一覧を御覧ください。本件は、さいたま市水道局の委託業務における業務再委託先のネットワークが外部から不正アクセスを受け、当市水道局を利用の一部のお客様に関する情報

が外部から閲覧可能な状態となっていたことが判明した事案でございます。

令和6年7月17日、当市水道局の配水管や、お客様の引込み管等の情報を管理するシステム、これを管路情報システムといいます。この運用業務を委託している水道マッピングシステム株式会社から、再委託先である東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社のネットワークが不正アクセスを受け、当市水道局のお客様に関する情報が閲覧可能な状況にあったとの連絡があり、個人情報の流出の可能性が判明いたしました。

水道マッピングシステム株式会社によると、不正アクセス確認後、ネットワークへの外部からの経路は速やかに接続遮断を行い、それ以降、外部からアクセスができないよう対策を講じたとのこと。本件は、不正の目的を持って行われたものでありまして、また保有個人情報に係る本人の数が100人以上であることから、報告の対象となりました。

その後、外部の専門機関による検査を経て、流出した可能性のある個人情報は、当市水道局を利用する方のうち、2005年度、6,349件のお客様番号、お客様氏名、使用料であることが確認されました。

情報漏えいの可能性のある方への連絡等については、委託業者と連携し、謝罪文書を令和6年8月23日に文書で送付済みとのこと。また、本件の事案を厳粛に受け止め、信頼回復に向け再発防止に努めるとともに、再発防止策として委託業者に対して個人情報の厳正な管理や情報セキュリティ教育を徹底させ、指導、監督を行っていくこととしております。

以上で説明は終了となります。御意見をお願いいたします。

議長 御苦労さまでした。

何か御意見はありますか。

吉野委員 必要に応じて漏洩や公表を管理する、これはどこに、どういう形で公表するのですか。

事務局 市のホームページに公表しております。

吉野委員 ホームページ使って。

議長 再委託まで目が届くかということについて、再委託は承諾しないといけないことになっているのでしょうかけれども、今回の場合だと再委託のほうが大きい企業で、そこへ入ってきたのですよね、これ。

よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

(5) 開示請求に係る全庁通知について

議長 それでは、最後のところでお願いします。情報開示における適切な運用についての通知ですけれども。

事務局 それでは報告資料（５）の資料を御覧ください。こちらの報告につきましても、個人情報保護に関する施策を実施していく観点から御説明するものとなります。

 令和６年７月から１２月末までの間に、全庁で開示請求に係る事務処理ミス等が発生しております。再発防止のため、当課から全庁へ通知を行っているところでございますが、本日、委員の皆様からの御意見をいただき、再発防止に生かしていきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

 それでは、報告資料（５）、１ページの令和６年７月２４日付、情報開示における適切な運用についてという通知文について御説明をいたします。この事案につきましては、行政情報開示請求に係る開示の実施を行った際に、特定の個人を識別できる情報であることから、不開示情報に該当する個人の顔写真及び、法人の権利利益を不当に害するおそれがある情報であることから、不開示情報に該当する法人の代表者印を誤って開示してしまった事案でございます。

 資料２ページから３ページに該当条文を載せておりますので御覧ください。情報公開条例第７条第２号におきまして、特定の個人を識別することができるもの及び特定の個人を識別することはできないが、公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものは不開示と規定されております。

 また、情報公開条例第７条第３号の法人に関する情報アにおきまして、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものは不開示と規定されております。

 市が保有する個人情報及び法人情報は、市政運用にとって必要不可欠であります、その取扱いによっては当該個人または法人に回復困難な損害を与えるおそれもあり、慎重かつ適正に取扱わなければならないものです。したがって、再発防止の観点から全庁に向けて注意喚起を行ったものでございます。

 以上で説明は終了となります。御意見をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

 一見、何か消さないで出したのがよくないようにも聞こえるのだけれども、これは完全に個人情報を漏らしたことになるのでしょう、結局はやっていることは。

事務局 そうです。

議長 だから、塗り忘れとかそういう問題ではないということですね。

星野委員 開示に当たっても塗ったほうがいい箇所は塗るということですから、それ以前の前段で開示していいか悪いかの判断に誤りがあったということなのですね。チェック機

能をやっぱり充実させるしかないでしょうね。

事務局 担当者は全く個人情報だという認識はなかったようです。

吉野委員 開示というのは、その場で見せたということ。

事務局 見せたものです。

吉野委員 ということは、誰かが気がつかなければそのままになってしまう。

事務局 その請求者にその資料を見せたところ、顔が写っていたとか、そこで指摘されました。

吉野委員 指摘されなければ、そのまま。

議長 これいいのですかとか言われたのではないの。どうして個人情報いけないのというところをきちんと言わなくてはいけないですよ、ただ形式的なことを言うだけではなくて。

星野委員 個人の権利に重大な支障を及ぼす情報なのだよという意識をやっぱり高めていかなければいけないでしょう。

議長 よろしゅうございますか。

〔「はい」と言う者あり〕

3 その他

議長 その他、何かございますか。

事務局 審議いただく案件につきましては、これで終わりになります。

それでは、事務局からの御連絡よろしいですか。

議長 はい。

事務局 長時間にわたる御審議ありがとうございました。

次回の審議会でございますが、令和7年3月19日水曜日の午後1時30分を予定しております。改めて事務局から開催通知を送付させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。ありがとうございます。

議長 よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

議長 今日はこれで終了ということで、どうも長時間御苦勞さまでございました。ありがとうございました。